

八雲町保育士等家賃助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八雲町が実施主体として認めた者が行う事業に対して、予算の範囲内で八雲町保育士等家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、八雲町補助金等交付規則（平成17年八雲町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付は、この要綱に基づき、民間賃貸住宅に居住する保育士及び保育教諭（以下、「保育士等」という。）に、その家賃の一部を補助することで保育士等の安定的な確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 町内に所在する保育所（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に基づき認可を受けて設置する同法第39条第1項に規定する保育所をいう。）又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）であって、法人等が設置し、又は運営する施設をいう。
- (2) 保育士等 保育士の資格を有している者で、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育である者をいう。
- (3) 常勤 期間の定めのない労働契約（1年以上の期間を定めた労働契約を含む。）を締結し、かつ当該保育施設における一週間の所定労働時間が通常の者であって、当該保育施設の就業規則等において正規の保育士等として位置づけられた者をいう。
- (4) 民間賃貸住宅 保育士等が自ら居住するために、所有者との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、当該保育士等の一親等以内の親族（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が所有している住宅は除く。
- (5) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、光熱水費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除いた額とする。
- (6) 住居手当 保育施設を運営する事業者が、その雇用する保育士等に対

して支給する住宅に関する手当等の月額をいう。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体（以下「事業実施者」という。）は、前条第1号に規定する施設を設置し、又は運営する法人等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、事業実施者が次の各号のいずれにも該当する保育士等（以下、「補助対象保育士等」という。）を対象として実施する家賃の一部を助成する経費とする。

- (1) 保育施設において保育士等として専ら利用児童の保育を行う者
- (2) 保育施設を設置し、又は運営している法人等の役員でないこと。
- (3) 申請を行う日の属する年度の4月1日において、保育施設（既に退職した保育施設を含む。）に常勤の保育士等として雇用された日から5年を経過していないこと又は当該年度に保育施設に初めて常勤の保育士等として雇用された者であること。
- (4) 原則として、保育施設等への採用と同時に、賃借人として民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、家賃を負担するとともに、当該住宅に居住する者。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する住居扶助その他の公的家賃補助を受けていないこと。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間は、補助金の交付を決定した日の属する年度の4月（当該年度の途中で雇用された者にあつては、保育施設において、住居手当の支給される月）から、前条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった日の属する月と保育施設に常勤の保育士等として雇用された日から5年を経過した日の属する月のいずれか早い月までとする。ただし、育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく休業及び休暇をいう。）及び療養休暇等により勤務しなかった月を除く。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号の規定により算出した額とし、予算の範囲内で町長が決定し交付する。

- (1) 補助対象保育士等ごとに、補助金の申請を行う年度の4月から翌年3月までの間に、補助対象保育士等が勤務する各月において、家賃から住居手当を控除した額を算出し、これらを合算した額を補助対象保育士等の一人当たりの補助金の額（以下、「保育士等一人当たりの補助額」という。）とする。ただし、1月につき31,000円を上限額とす

る。

(2) 補助金の額は、事業実施者における全ての保育士等一人当たりの補助額を合算した額とする。

(3) 前号の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の要件)

第8条 事業実施者は、この補助金の交付を受けることを理由として、従前から支給する住居手当を廃止又は減額するなど、保育士等の給与水準を低下させないこと。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、町長が別に定める期日までに規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画(実績)算定調書兼住居手当支給証明書(別記第1号様式)

(2) 補助対象保育士等の民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(3) 常勤の保育士等に係る給与規程の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の支払等)

第11条 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金を一括又は分割して概算払いすることができるものとする。この場合において、事業実施者は、町長が定める期日までに、規則第4条第4項の規定による補助金等概算払申請書に町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、当該申請のあった日の属する月の翌月末日までに当該補助金を申請者に支払うものとする。

(事業内容の変更)

第12条 補助金の交付決定を受けた者が、申請内容に変更が生じたときには、規則第5条の規定による事業計画変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画(実績)算定調書兼住居手当支給証明書(別記第1号様式)

(2) 補助対象保育士等の民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

- (3) その他町長が必要と認める書類
(実績報告)

第13条 補助事業が完了したときは、規則第6条の規定による事業完了報告書に、次に掲げる書類を添えて完了の日の翌日から起算して30日以内に町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施計画(実績)算定調書兼住居手当支給証明書(別記第1号様式)
- (2) 補助対象保育士等の賃金台帳
- (3) その他町長が必要と認める書類
(交付決定の取消し)

第14条 町長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段等により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
- (3) 次条に定める調査の結果に基づく町長の指導に関し、改善等の措置を取らないとき。

(事業に関する調査及び指導等)

第15条 町長は、事業実施者が行う事業運営等について、帳簿等その他必要な事項を調査し、指導及び監督することができる。

(事業実施者の備えるべき帳簿等及びその保存期間)

第16条 事業実施者は、次に掲げる帳簿等を備え、事業完了後5年間保存しておかなければならない。

- (1) 歳入歳出予算及び決算に関する書類
- (2) 現金出納簿及びこれを証する書類
(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(補助対象期間についての経過措置)
- 2 令和6年4月1日以前に採用となった者のうち、令和2年4月1日から令和6年3月31日に採用となった者における第6条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「5年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。また、補助の対象となる者は、その採用と

同時に、賃借人として民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、家賃を負担するとともに当該住宅に居住し、住居手当を受け取っていた者に限る。

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	1年
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	2年
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	3年
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	4年

別記第1号様式（第9条、第12条、第13条関係）

事業実施計画（実績）算定調書兼住居手当支給証明書

年 月 日

住 所
団体名
代表者

補助対象保育士等に対して支給する住居手当（月額）については、下記の通り相違ないことを証明します。

保育施設名	
-------	--

No	補助対象保育士等	家賃 (A)	住居手当 (B)	保育士等一人当たりの補助月額※1 (C)	採用月から3月末までに勤務する月数 (D)	保育士等一人当たりの補助年額 (C×D)	採用年月日	経過措置対象者 ※3
1								
2								
3								
4								
5								
6								
補助金の額 ※2								

- ※1 保育士等一人当たりの補助月額(C)は、 $(A)-(B) \geq 31,000$ 円の場合は、31,000 円、 $(A)-(B) < 31,000$ 円の場合は、 $(A)-(B)$ 円とすること。
- ※2 補助金の額は、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ※3 経過措置対象該当者については、○を入力すること。